

第 89 期 報 告 書

2012年4月1日～2013年3月31日

領域をこえ 未来へ

OJI



 王子ホールディングス株式会社

証券コード 3861

領域をこえ 未来へ



王子グループは、従来より使用しているマークに加え、王子グループを結ぶ新たなシンボルとして、「OJI」のワードマークと「領域をこえ 未来へ」というスローガンを組み合わせた「OJIコミュニケーションマーク」を導入しています。

「OJI」の文字上部のグラデーションは、夜明けを示唆し、王子グループが取り組む事業構造転換の完遂と持株会社化により新しく生まれ変わることを、そして、「領域をこえ 未来へ」というスローガンは、従来の枠や考え方にとらわれず、それらを積極的に乗り越え、未来に前進する王子グループ全員の強い意思を表しています。

目次

株主の皆様へ	1	計算書類	41
(第89回定時株主総会招集ご通知添付書類)		貸借対照表	41
事業報告	3	損益計算書	42
1 企業集団の現況に関する事項	3	株主資本等変動計算書	43
2 当社の株式に関する事項	15	監査報告	44
3 当社の新株予約権等に関する事項	16	連結計算書類に係る	
4 当社の役員に関する事項	17	会計監査人監査報告書謄本	44
5 会計監査人に関する事項	23	会計監査人監査報告書謄本	45
6 業務の適正を確保するための体制の整備 についての取締役会決議の内容の概要	24	監査役会監査報告書謄本	46
7 会社の支配に関する基本方針	26	ご参考	
連結計算書類	38	経営指標の推移(連結)	47
連結貸借対照表	38	連結キャッシュ・フロー計算書(要約)	48
連結損益計算書	39	株主メモ	49
連結株主資本等変動計算書	40		

本報告書に記載のない連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ(<http://www.ojiholdings.co.jp>)に掲載することにより、株主の皆様へ提供しておりますので、本報告書には記載していません。

なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役および監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

第89期（2012年4月1日～2013年3月31日）報告書をお届けするにあたりご挨拶申しあげます。

当期の当社グループを取り巻く環境は、昨年末からの円高是正により終盤に国内経済に明るい兆しが見えてきたものの、欧州債務問題や中国をはじめとする新興国の成長鈍化といった海外経済の減速を受け、総じて厳しい状況で推移しました。

このような中で、当社は、2012年10月1日付で商号を「王子ホールディングス株式会社」に変更し持株会社としてスタートしました。当社グループを取り巻く環境に迅速に対応しつつ、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「海外ビジネスの拡大」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「商事機能強化」を基本戦略とした事業構造転換をさらに加速し、領域をこえ未来へ向かって当社グループの一段の成長を目指してまいります。

当期は、国内では、引き続き、最適生産体制の構築、コストダウンによる国際競争力の強化に取り組むとともに、海外では、ブラジルのパルプメーカーである Celulose Nipo-Brasileira S.A.およびタイの紙器・段ボールメーカーである S.Pack & Print Public Co.,Ltd.を連結子会社化するなど海外ビジネスのさらなる拡大に取り組みました。これらの結果、売上高は

前期に比べ2%の増収、当期純利益は15%の増益となりました。

現在、当社グループでは、海外においては、カンボジア・ベトナム・インドで段ボール事業の拠点拡大を、ブラジルを中心とした南米で機能材事業・パルプ事業の強化を、ベトナムで木材加工事業への参入を進めており、今後もグローバル展開を加速してまいります。また、国内においては、水力・バイオマス燃料などの再生可能エネルギーを活用した発電事業の一層の拡大やバイオリファイナリー事業、アグリ事業などの新規ビジネスに取り組んでまいります。

株主の皆様への配当につきましては、当期の業績のほか当社グループの置かれた事業環境などを総合的に判断しつつ、安定的な配当を持続したいと考えており、当期の期末配当を1株につき5円の普通配当とさせていただきます。中間配当5円とあわせました年間配当金は前期と同様1株につき10円の普通配当となります。

当社のグループ会社が昨年、異性化糖、水あめ、ぶどう糖、でん粉および化工でん粉の取引に関して、また、段ボールシート、段ボールケースの取引に関して、

いずれも独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力しております。これらの一連の件により、株主の皆様をはじめ、お客様や、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。当社グループは、これらの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、社会との約束、人との約束を守り、企業の社会的責任を果たすことがグループ存立の条件であることを改めて強く認識し、コンプライアンスの徹底を企業活動の根幹として位置づけ、全役員・全従業員が高い倫理観をもって行動するよう教育・啓蒙の再徹底を図ってまいります。

今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待に添えるよう努力してまいりますので、格別のご理解をいただき、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2013年6月

代表取締役社長 進藤 清貴

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期の当社グループを取り巻く環境は、昨年末からの円高是正により終盤に国内経済に明るい兆しが見えてきたものの、欧州債務問題や中国をはじめとする新興国の成長鈍化といった海外経済の減速を受け、総じて厳しい状況で推移しました。生活産業資材などは国内経済の影響を受け低調に推移し、印刷情報メディアも国内需要の減少に加え、長期間に亘り続いた円高と中国市場の需給軟化に伴う輸入紙増加影響などにより低調な動きとなりました。

こうした状況の中、当社グループは、国内では、印刷情報用紙抄紙機2台の停止を実施し、また、印刷情報用紙から特殊紙への生産品種の転換を進めるなど最適生産体制の構築に取り組むとともに、コストダウンなどにより収益力の強化を図りました。海外では、ブラジルのパルプメーカーであるCelulose Nipo-Brasileira S.A.ならびにタイの紙器および美粧段ボールメーカーであるS.Pack & Print Public Co.,Ltd.の連結子会社化、タイではさらに同業会社であるBox Asia Group International Co.,Ltd.を買収するなど新興国を中心に事業拡大を進めました。今後も引き続き、事業構造転換諸施策を強力に推進し、持続的成長を図ってまいります。

以上により、当期の業績は、売上高は1兆2千4百14億7千1百万円と前期に比し2%の増収、営業利益は5百23億8千3百万円と前期に比し3%の減益、経常利益は5百45億6千5百万円と前期に比し13%の増益、当期純利益は2百56億円と前期に比し15%の増益と

なりました。

なお、当社は、各事業群の経営責任をより明確にし、グループ全体の企業価値の極大化を目的に、2012年10月1日付で、当社の白板紙・包装用紙事業、新聞用紙事業、洋紙事業、イメージングメディア事業、パルプ事業、資源環境ビジネス・原燃料資材調達に係る事業および間接部門などを会社分割により、それぞれ当社の100%子会社に承継させ、商号を「王子ホールディングス株式会社」に変更し、持株会社へ移行しました。

これにより、当社グループは、持株会社「王子ホールディングス株式会社」のもと、生活産業資材、印刷情報メディア、機能材、資源環境ビジネスを核とした企業グループとしてスタートしました。

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区 分	売 上 高	営 業 利 益
	百万円 (前期比)	百万円 (前期比)
生活産業資材	504,302 (1%増)	27,285 (0%増)
印刷情報メディア	286,176 (6%減)	△2,402 (—)
機 能 材	180,537 (9%増)	10,212 (15%増)
資源環境ビジネス	87,657 (126%増)	10,163 (229%増)
そ の 他	182,798 (10%減)	6,353 (22%減)
計	1,241,471 (2%増)	51,613 (1%増)
調 整 額	—	769 —
合 計	1,241,471 (2%増)	52,383 (3%減)

(注) 1. 当期から、事業部門の区分を変更しております。前期比は、前期を現行の事業部門に組み替えて計算しております。
2. 調整額は、主として内部取引に関わる調整額です。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■**生活産業資材**（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭用品事業）

売上高につきましては、5千43億2百万円と前期に比し1%の増収となりました。

段ボール原紙の販売は、青果物およびその他一般需要が低調な荷動きとなり減少しました。

段ボールの販売は、飲料を中心に食品向けが堅調に推移したものの、電機向けで各社生産拠点が海外に移転した影響などにより、前年の数量を若干下回りました。

白板紙の国内販売は、高級板紙・特殊板紙・コート白ボールともに減少しました。

包装用紙の販売は、輸出はアジア向け需要が堅調に推移したため増加したものの、国内は需要不振に伴い減少し、全体でも減少しました。

衛生用紙の販売は、トイレットロールは減少しましたが、ティシュペーパーは増加しました。

紙おむつの販売は、子供用テープ型・パンツ型ともに減少しました。大人用おむつは若干減少しました。

東南アジアにおいては、段ボール原紙の販売は微増となりました。段ボールの販売は、飲料・加工食品関連を中心に堅調に推移し、また、S.Pack & Print Public Co.,Ltd.を連結子会社化した影響もあり、増加しました。

■**印刷情報メディア**（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

売上高につきましては、2千8百61億7千6百万円と前期に比し6%の減収となりました。

新聞用紙の販売は、国内・輸出ともに減少しました。

印刷・情報用紙の販売は、国内需要の低迷により減少しました。

■**機能材**（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

売上高につきましては、1千8百5億3千7百万円と前期に比し9%の増収となりました。

特殊紙の販売は、電機産業の不振をはじめ国内外の需要が低迷したことで、減少しました。

感熱紙の販売は、輸出拡販に努めたことと、2011年9月に取得したブラジルのOji Papéis Especiais Ltda.の寄与により、大幅に増加しました。

■**資源環境ビジネス**（木材事業、パルプ事業、エネルギー事業）

売上高につきましては、8百76億5千7百万円と前期に比し126%の増収となりました。

木材事業は、合板などの需要が低迷し、市況も下落したため、販売が減少しました。

パルプ事業は、国内パルプ工場からの輸出販売が増加し、また、第1四半期連結会計期間において連結子会社化したCelulose Nipo-Brasileira S.A.が売上高増加に大きく寄与しました。ニュージーランドのPan Pac Forest Products Ltd.では、漂白機械パルプの本格生産を開始しました。

■**その他**（不動産事業、機械事業、商事他）

不動産事業などの減収により、売上高につきましては、1千8百27億9千8百万円と前期に比し10%の減収となりました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入およびコマーシャル・ペーパーの発行などにより調達しました。

また、長期借入金の返済資金などに充当するため、2012年7月に第29回無担保社債（200億円）、第30回無担保社債（200億円）を発行しました。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は7百1億1千2百万円で、前期に比し1百53億7千2百万円増加しました。当社グループにおいては、事業構造転換に必要な分野への投資、品質改善、省力化、生産性向上、安全および環境のための工事を継続的に行っております。

主な設備投資は次のとおりです。

① 当期中に完成した主要な工事

会社名	工事の内容
Pan Pac Forest Products Ltd.	パルプ製造設備改造工事（ニュージーランド）

② 当期継続中の主要な工事

会社名	工事の内容
王子マテリア株式会社	バイオマスボイラー設置工事（富士工場）
王子製紙株式会社	バイオリファイナリー効率的一体型連続工業プロセス設置工事（米子工場）
王子エフテックス株式会社	コンデンサ用ポリプロピレンフィルム新マシン設置工事（滋賀工場）
	6号抄紙機特殊紙抄造対策工事（江別工場）
江蘇王子製紙有限公司	南通プロジェクト（中国）クラフトパルプ製造設備設置工事

(注) 2012年10月1日付で、王子板紙株式会社は王子マテリア株式会社、王子製紙分割準備株式会社は王子製紙株式会社に、王子特殊紙株式会社は王子エフテックス株式会社にそれぞれ商号変更しております。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第85期 (2008.4~ 2009.3)	第86期 (2009.4~ 2010.3)	第87期 (2010.4~ 2011.3)	第88期 (2011.4~ 2012.3)	第89期 (2012.4~ 2013.3)
売上高 (百万円)	1,267,129	1,147,322	1,180,131	1,212,912	1,241,471
営業利益 (百万円)	32,845	73,681	65,441	53,780	52,383
経常利益 (百万円)	28,751	64,714	60,245	48,375	54,565
当期純損益 (百万円)	△6,324	24,886	24,619	22,177	25,600
1株当たり当期純損益 (円)	△6.40	25.18	24.92	22.46	25.93
総資産 (百万円)	1,707,492	1,614,047	1,620,927	1,634,992	1,831,251
純資産 (百万円)	429,707	460,404	455,998	463,299	579,128
1株当たり純資産 (円)	421.04	450.97	444.24	454.20	511.95

(注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
 2. 1株当たり純資産の金額は、期末発行済株式数で除して算出しております。
 3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

①社会的責任の遂行（企業行動憲章の遵守）

当社グループの王子コーンスターチ株式会社は、2012年1月に、異性化糖の取引に関し、同年5月に、水あめ、ぶどう糖、でん粉および化工でん粉の取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、2013年4月に、異性化糖、水あめおよびぶどう糖の取引に関し、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令（案）および課徴金納付命令（案）に関する事前通知書を受領しました。なお、でん粉および化工でん粉の取引に関しては、引き続き、同委員会による調査に全面的に協力しております。

また、2012年6月および9月に、王子コンテナ株式会社および森紙業株式会社などの当社グループ会社が、段ボールシートまたは段ボールケースの取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力しております。

これらの一連の件により、株主の皆様をはじめ、お客様や、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社グループは、これらの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、社会との約束、人との約束を守り、企業の社会的責任を果たすことが当社グループの存立の条件であることを改めて強く認識し、コンプライアンスの徹底を企業活動の根幹として位置づけ、全役員・全従業員が高い倫理観をもって行動するよう教育・啓蒙の再

徹底を図っております。また、環境憲章の基本理念に基づき、環境と調和した企業活動の推進に努めるとともに、安全絶対最優先の基本理念のもと、事業に関わるすべての関係者の安全衛生の確保に努めてまいります。

②企業集団の経営戦略

国内の紙・板紙およびこれらに関連する市場は、ICT化の進展、少子高齢化、国内産業の空洞化といった構造的要因などにより需要が低迷し、当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっております。また、国内市場とアジア市場の一体化も進み、国際市場における競争力の強化が喫緊の課題となっております。このような経営環境にあつて、当社は、各事業群の経営責任をより明確にし、グループ全体の企業価値の極大化を目的に、2012年10月1日付で持株会社制へ移行しました。これにより、現在遂行している「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「海外ビジネスの拡大」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「商事機能強化」を基本戦略とした事業構造転換をより強力に推進し、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の確保を経営目標としております。

具体的には以下の取り組みを行ってまいります。

(a) 生活産業資材

（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭用品事業）

国内においては、生産体制再構築に取り組むとともに、コストダウンの追求、素材・加工一体型営業の美

践により競争に打ち勝つビジネスモデルの構築を目指してまいります。海外においては、成長が期待される東南アジア・インドを中心に段ボールおよび総合パッケージング事業の拡大を推進してまいります。

(b) 印刷情報メディア

(新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業)

最適生産体制の構築を継続的に進め、コスト構造を抜本的に転換し、国際競争力の強化を図ってまいります。

(c) 機能材

(特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業)

国内においては、継続してコストダウンを行い、収益力の強化を図る一方、付加価値の高い製品や成長分野へ積極的に経営資源を投入し、新技術・新素材の開発を通して研究開発型ビジネスの形成による成長を目指してまいります。海外においては、南米・東南アジアなどの成長国に積極的に進出し、機能材事業の拡大に取り組んでまいります。

(d) 資源環境ビジネス

(木材事業、パルプ事業、エネルギー事業)

国内においては、水力・バイオマス燃料・太陽光・地熱・風力などの再生可能エネルギーを活用した発電事業の一層の拡大を図るとともに、バイオリファイナリー事業、アグリ事業など新規ビジネスの展開を加速させてまいります。海外においては、植林木を活用した木材加工事業の拡大や、ブラジル・ニュージーランドなどを中心としたパルプ事業の強化に取り組んでまいります。

(e) 海外ビジネスの拡大および商事機能強化

当社グループでは、海外において、上述の取り組みを進めるとともに、今後もM&Aなどを通して成長国・資源国で積極的に事業展開を加速し、海外売上高比率25%以上を目標にしております。

また、国内における販売体制の最適化、海外における販売拠点の拡充により、国内外での商事機能をさらに強化し、当社グループの利益の最大化を図ってまいります。

こうした諸施策により、一段と強い企業集団にステップアップしてまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容

(2013年3月31日現在)

区 分	主要な事業内容
生活産業資材	段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭用品事業
印刷情報メディア	新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業
機能材	特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業
資源環境ビジネス	木材事業、パルプ事業、エネルギー事業
その他	不動産事業、機械事業、商事他

(注) 当期から、事業部門の区分を変更しております。

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場

(2013年3月31日現在)

①当社

本 社：東京都中央区

研 究 所：開発研究所（東京都江東区）、機能材研究所（東京都江東区、兵庫県尼崎市）、基盤技術研究所（東京都江東区、兵庫県尼崎市）、森林先端技術研究所（東京都江東区）

海 外：北京事務所（中国）、上海事務所（中国）

②子会社

会 社 名	主 要 な 拠 点
王子コンテナ株式会社	本 社：東京都中央区 工 場：長野工場（長野県安曇野市）、静岡工場（静岡県磐田市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）、大阪工場（大阪府門真市）、九州北工場（佐賀県三養基郡上峰町）ほか22工場
王子マテリア株式会社	本 社：東京都中央区 営 業 所：北海道営業所（札幌市中央区）、中部営業所（名古屋市中区）、西部営業所（大阪市中央区）、九州営業所（福岡市博多区） 工 場：釧路工場（北海道釧路市）、富士工場（静岡県富士市）、祖父江工場（愛知県稲沢市）、呉工場（広島県呉市）、大分工場（大分県大分市）ほか9工場
王子ネピア株式会社	本 社：東京都中央区 支 店：札幌支店（札幌市北区）、東京支店（東京都中央区）、名古屋支店（愛知県春日井市）、大阪支店（大阪市淀川区）、福岡支店（福岡市中央区）ほか3支店 工 場：苫小牧工場（北海道苫小牧市）、福島工場（福島県福島市）、名古屋工場（愛知県春日井市）、徳島工場（徳島県阿南市）
王子製紙株式会社	本 社：東京都中央区 営 業 支 社：北海道営業支社（札幌市中央区）、中部営業支社（名古屋市中区）、関西営業支社（大阪市中央区）、九州営業支社（福岡市博多区） 工 場：苫小牧工場（北海道苫小牧市）、春日井工場（愛知県春日井市）、米子工場（鳥取県米子市）、富岡工場（徳島県阿南市）、日南工場（宮崎県日南市）
王子エフテックス株式会社	本 社：東京都中央区 営 業 所：中部営業所（名古屋市中区）、西日本営業所（大阪市中央区） 工 場：江別工場（北海道江別市）、東海工場（静岡県富士市）、中津工場（岐阜県中津川市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）
王子イメージングメディア株式会社	本 社：東京都中央区 工 場：神崎工場（兵庫県尼崎市）
森 紙 業 株 式 会 社	本 社：京都市南区 工 場：横浜工場（横浜市戸塚区）、鳥羽工場（京都市南区）、枚方工場（大阪府枚方市） 子 会 社：森紙販売株式会社（京都市南区）ほか24社

- (注) 1. 王子製紙株式会社(2012年10月1日付で、王子製紙分劃準備株式会社から商号変更)および王子イメージングメディア株式会社につきましては、事業規模などを勘案し、当期より主要な子会社として記載しました。
2. 当社および当社の子会社が2012年10月1日付で行った組織再編行為につきましては、13頁の「(11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況」に記載のとおりであります。
3. 森紙業株式会社は、森紙業グループの事業持株会社であります。

(8) 企業集団の従業員の状況

(2013年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減
生活産業資材	12,538名	1,220名増
印刷情報メディア	4,358名	287名減
機 能 材	4,543名	5名減
資源環境ビジネス	2,739名	1,800名増
そ の 他	3,182名	51名減
合 計	27,360名	2,677名増

- (注) 1. 当期から、事業部門の区分を変更しております。前期末比増減は、前期を現行の事業部門に組み替えて計算しております。
2. 生活産業資材においてS.Pack & Print Public Co.,Ltd.を、資源環境ビジネスにおいてCelulose Nipo-Brasileira S.A.を連結子会社化したことなどにより、前期に比べ増加しました。
3. 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

(2013年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
日伯紙パルプ資源開発株式会社	百万円 61,788	% (55.5)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買
王子コンテナ株式会社	10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	1,550	(100)	紙・樹脂加工品、包装資材、粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	1,500	(100)	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	1,434	100	倉庫業、トラック輸送、内航運送取扱
旭洋紙パルプ株式会社	1,300	90.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
王子コーンスターチ株式会社	1,000	(60.0)	コーンスターチ、精化製品の製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備、販売
王子不動産株式会社	650	(100)	不動産の売買、仲介、賃貸借、管理
王子マテリア株式会社	600	100	板紙（段ボール原紙、特殊板紙、白板紙）、包装用紙、パルプの製造、販売
王子ネピア株式会社	350	100	衛生用紙、紙おむつの製造、販売
王子製紙株式会社	350	100	新聞用紙、洋紙、パルプの製造、販売
王子エフテックス株式会社	350	100	特殊印刷用紙、特殊機能紙、フィルム製品、特殊板紙の製造、販売
王子イメージングメディア株式会社	350	100	感熱記録紙（紙、フィルム）、インクジェット用紙の製造、販売
王子グリーンリソース株式会社	350	100	木材、パルプ、原燃料資材の売買、植林事業管理、エネルギー事業
森紙業株式会社	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	288	(100)	木材、製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負
江蘇王子製紙有限公司	百万USDル 911	(90.0)	紙、パルプの製造、販売
Oji Papéis Especiais Ltda.	百万ブラジル・レアル 409	(100)	感熱記録紙、ノーカーボン紙の製造、販売
Pan Pac Forest Products Ltd.	百万ニュージーランド・ドル 126	(100)	営林、植林、伐採、木材の販売、パルプ・木材製品の製造、販売

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Celulose Nipo-Brasileira S.A.	百万ブラジル・レアル 185	(55.5)	植林、パルプの製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	百万USドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH	百万ユーロ 25	(94.7)	感熱記録紙の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	百万タイ・バーツ 1,340	(100)	ノーカーボン紙、感熱記録紙の製造、販売
王子製紙商貿（中国）有限公司	百万人民元 90	(90.0)	紙・板紙、パルプの売買
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.	百万マレーシア・リンギット 255	(75.0)	段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.	百万マレーシア・リンギット 18	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売

- (注) 1. 王子製紙株式会社（2012年10月1日付で、王子製紙分劃準備株式会社から商号変更）、王子イメージングメディア株式会社、王子グリーンリソース株式会社およびHarta Packaging Industries Sdn. Bhd.につきましては、事業規模などを勘案し、当期より重要な子会社として記載しました。また、日伯紙パルプ資源開発株式会社およびCelulose Nipo-Brasileira S.A.につきましては、当社の連結子会社となり、事業規模などを勘案し、当期より重要な子会社として記載しました。
2. 従来より記載していた王子通商株式会社は、同社で行っていた板紙・紙・化成品関連の売買を2011年10月に当社の子会社である旭洋紙パルプ株式会社に移管・統合一元化しました。その後の同社の事業規模などを勘案し、当期より重要な子会社には記載していません。
3. 当社および当社の子会社が2012年10月1日付で行った組織再編行為につきましては、13頁の「(11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況」に記載のとおりであります。
4. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
5. () 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
6. 当期末の連結子会社数は、上記に記載した重要な子会社を含め156社であります。なお、持分法適用会社は17社であります。

(10) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2013年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
日本生命保険相互会社	42,000
株式会社三井住友銀行	39,802
株式会社みずほコーポレート銀行	39,802
農林中央金庫	34,179
三井住友信託銀行株式会社	28,970

(注) 1. 上記のほか、シンジケートローンにより、213,800百万円を借り入れております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

①当社は、2012年6月に、当社の持分法適用会社でパルプの輸出入事業を営む日伯紙パルプ資源開発株式会社の株式を追加取得し、同社および同社の子会社でブラジルにおける植林、パルプ製造・販売を手掛ける Celulose Nipo-Brasileira S.A.を当社の連結子会社としました。

②当社は、持株会社制への移行を図るため、2012年10月1日をもって、当社の営む白板紙・包装用紙事業およびパルプ製造・販売に係る事業を王子マテリア株式会社（2012年10月1日付で、王子板紙株式会社から商号変更）に、新聞用紙事業、洋紙事業およびパルプ製造・販売に係る事業を王子製紙株式会社（2012年10月1日付で、王子製紙分割準備株式会社から商号変更）に、イメージングメディア事業を王子イメージングメディア株式会社に、資源環境ビジネス、原燃料資材調達に係る事業およびパルプ仕入・販売に係る事業を王子グリーンリソース株式会社に、人事、経理、財務、企画、紙製品の輸出入の間接サポート業務に係る事業およびグループ経営支援に係る事業を王子マネジメントオフィス株式会社に、包装、紙器および段ボール加工に係る関係会社の事業活動の管理事業を王子パックスパートナーズ株式会社に、グループ内カンパニーである機能材カンパニーの企画および技術の間接サポートに係る事業を株式会社王子機能材事業推進センターに、それぞれ吸収分割の方法により承継しま

した。

なお、当社は、この吸収分割により、釧路工場および呉工場を王子マテリア株式会社に、苫小牧工場、春日井工場、米子工場、富岡工場および日南工場を王子製紙株式会社に、神崎工場を王子イメージングメディア株式会社に、それぞれ承継しました。

③王子ネピア株式会社は、同社事業の再構築を図るため、2012年10月1日をもって、同社の名古屋工場および徳島工場の家庭紙抄造に係る部門を除く全ての事業をネピアテンダー株式会社に吸収分割の方法により承継しました。また、王子製紙株式会社は、同日付をもって、吸収分割会社である王子ネピア株式会社を吸収合併しました。さらに、ネピアテンダー株式会社は、同日付をもって、ネピア加工株式会社およびホクシー紙工株式会社を吸収合併し、その商号を王子ネピア株式会社に変更しました。

④王子コンテナ株式会社（2012年10月1日付で、王子チヨダコンテナ株式会社から商号変更）は、東海地区における営業力強化と顧客サービス向上を図るため、2012年10月1日をもって、静岡王子コンテナ株式会社を吸収合併しました。

⑤株式会社ホテルニュー王子は、同社事業の再構築を図るため、2012年10月1日をもって、同社のホテル運営事業などを新設分割設立会社である株式会社ホテ

ルニュー王子に承継しました。王子不動産株式会社は、同日付をもって、新設分割会社である株式会社ホテルニュー王子を吸収合併しました。

⑥当社は、アジア市場でのさらなる展開を図るため、タイにおいて、2012年10月に紙器および美粧段ボールメーカーであるBox Asia Group International Co.,Ltd.の発行済株式の全部を取得するとともに、同年10月以降、同業のS.Pack & Print Public Co.,Ltd.の株式の追加取得を行い、当社の持株比率は75.7%となりました。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

①利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

②期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、当社定款の規定に基づき、2013年5月15日開催の当社取締役会において、2013年3月31日を基準日として、1株につき5円と決議する予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき

5円）と合わせまして、当期年間の配当金は、前期同様、1株につき10円となります。

(a) 配当財産の種類

金銭といたします。

(b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円 総額5,012,735,525円

(c) 剰余金の配当が効力を生じる日

2013年6月5日

(13) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、持株会社制移行後の資本関係の整理を目的に、2013年4月1日をもって、当社の営む段ボール加工事業に係る関係会社株式等管理事業を王子パックスパートナーズ株式会社に吸収分割の方法により承継しました。また、王子パックスパートナーズ株式会社は、同日付をもって、当社から承継した段ボール加工事業に係る関係会社株式等管理事業を王子コンテナ株式会社へ吸収分割の方法により承継しました。

2 当社の株式に関する事項 (2013年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,064,381,817株
(うち自己株式) (61,834,712株)
(3) 株主数 81,788名
(前期末比2,546名増)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	57,911	5.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	42,781	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	32,418	3.2
株式会社三井住友銀行	31,668	3.2
日本生命保険相互会社	28,508	2.8
株式会社みずほコーポレート銀行	28,498	2.8
王子グループ従業員持株会	25,880	2.6
三井住友信託銀行株式会社	21,493	2.1
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	18,819	1.9
日本紙パルプ商事株式会社	17,372	1.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を61,834千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式 (61,834千株) を控除して計算しております。
3. 千株未満は切り捨てて表示しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

当期末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

(2013年3月31日現在)

新株予約権の名称 (割当日)	新株予約権の保有者数	新株予約権の数	新株予約権 の目的となる 株式の種類、数	新株予約権 の行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間
王子製紙株式会社 第1回新株予約権 (取締役用) (2006年8月15日)	取締役(社外役員を除く) 3名	44個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 44,000株	1株当たり 1円	2006年8月16日から 2026年6月30日まで
王子製紙株式会社 第2回新株予約権 (取締役用) (2007年7月13日)	取締役(社外役員を除く) 3名 監査役 1名※	58個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 58,000株	1株当たり 1円	2007年7月14日から 2027年6月30日まで
王子製紙株式会社 第3回新株予約権 (取締役用) (2008年7月14日)	取締役(社外役員を除く) 3名 監査役 1名※	86個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 86,000株	1株当たり 1円	2008年7月15日から 2028年6月30日まで
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 (取締役用) (2009年7月13日)	取締役(社外役員を除く) 6名	102個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 102,000株	1株当たり 1円	2009年7月14日から 2029年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 (取締役用) (2010年7月16日)	取締役(社外役員を除く) 6名	127個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 127,000株	1株当たり 1円	2010年7月17日から 2030年6月30日まで
王子製紙株式会社 第6回新株予約権 (取締役用) (2011年7月15日)	取締役(社外役員を除く) 8名	164個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 164,000株	1株当たり 1円	2011年7月16日から 2031年6月30日まで
王子製紙株式会社 第7回新株予約権 (取締役用) (2012年7月17日)	取締役(社外役員を除く) 12名	219個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 219,000株	1株当たり 1円	2012年7月18日から 2032年6月30日まで

- (注) 1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
 2. 上記の新株予約権は、2012年10月1日付当社商号変更(旧商号 王子製紙株式会社)前に割当てられたものであります。
 3. 上記※印の監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたもので、監査役在任中に付与されたものではありません。

4 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、重要な兼職の状況）

（2013年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長※	篠 田 和 久	
代表取締役社長※	進 藤 清 貴	グループCEO
代表取締役副社長※	近 藤 晋 一 郎	研究開発本部分掌、株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長兼務
代表取締役副社長※	石 田 隆	生活産業資材カンパニープレジデント、 株式会社王子パッケージイノベーションセンター代表取締役社長兼務、 王子コンテナ株式会社取締役、王子マテリア株式会社取締役、 王子ネピア株式会社取締役、森紙業株式会社取締役
代表取締役副社長※	矢 嶋 進	グループCFO、コーポレートガバナンス本部長、 王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、Oji Paper Asia Sdn. Bhd.、 王子ヒューマンサポート株式会社分掌、王子製紙管理（上海）有限公司管掌
取 締 役※	安 藤 温	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、 王子マテリア株式会社代表取締役社長兼務、 王子コンテナ株式会社取締役、森紙業株式会社取締役
取 締 役※	渡 辺 正	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長、 江蘇王子製紙有限公司董事長、王子製紙商貿（中国）有限公司董事長兼務
取 締 役※	東 剛	機能材カンパニープレジデント、 株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務、 王子エフテックス株式会社取締役、王子イメージングメディア株式会社取締役
取 締 役※	渡 良 司	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、 王子ボックスパートナーズ株式会社代表取締役社長、 王子コンテナ株式会社代表取締役社長兼務、森紙業株式会社取締役
取 締 役※	瀧 上 一 雄	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント、王子製紙株式会社取締役副社長兼務、 物流分掌
取 締 役※	島 村 元 明	資源環境ビジネスカンパニープレジデント、王子グリーンリソース株式会社取締役、 王子木材緑化株式会社取締役、Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長
取 締 役※	小 関 良 樹	王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務、王子ビジネスセンター株式会社、 グループ環境管掌、王子マテリア株式会社取締役

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
取 締 役	竹 内 洋	弁護士
取 締 役	秋 山 收	
常 任 監 査 役	神 田 憲 二	(常勤) 王子コンテナ株式会社監査役、王子エンジニアリング株式会社監査役、 王子不動産株式会社監査役、王子マテリア株式会社監査役、 王子製紙株式会社監査役、王子エフテックス株式会社監査役、森紙業株式会社監査役
監 査 役	田 井 廣 志	(常勤) 王子イメージングメディア株式会社監査役、王子グリーンリソース株式会社監査役
監 査 役	杉 原 弘 泰	弁護士
監 査 役	上 野 健 二 郎	弁護士

- (注) 1. 取締役 竹内洋、秋山收は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 なお、当社は、両氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役 杉原弘泰、上野健二郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 なお、当社は、両氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 2012年6月28日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役が異動しました。
 就任 取締役 渡 良司 淵上一雄 島村元明 小関良樹
 退任 取締役 鈴木正一郎 橋本浩樹
4. 2012年6月28日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。
 常任監査役(常勤) 神田憲二
 監 査 役(常勤) 田井廣志
5. 代表取締役副社長 近藤晋一郎が代表取締役社長を務める株式会社日本紙パルプ研究所は、2013年4月30日をもって、解散しました。
6. 常任監査役 神田憲二は、当社の財務経理部門の担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 田井廣志は、当社の関連事業部において財務経理関係の経験を、また王子板紙株式会社(2012年10月1日付商号変更、現王子マテリア株式会社)などの関係会社において財務経理部門の担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 社外役員の重要な兼職の状況については、22頁の「(4) 社外役員に関する事項」の①の表に記載のとおりです。
9. ※印の取締役12名は、グループ経営委員を兼務します。なお、2012年10月1日付で、「執行役員」を「グループ経営委員」に名称変更しております。
10. 2013年4月1日現在のグループ経営委員を兼務する取締役の担当は、次の「(2) グループ経営委員の状況」の表に記載のとおりです。

(2) グループ経営委員の状況

(2013年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
会長グループ経営委員	篠 田 和 久	
社長グループ経営委員	進 藤 清 貴	グループCEO
副社長グループ経営委員	近 藤 晋 一 郎	研究開発本部分掌、株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長兼務
副社長グループ経営委員	石 田 隆	生活産業資材カンパニープレジデント、 株式会社王子パッケージイノベーションセンター代表取締役社長兼務
副社長グループ経営委員	矢 嶋 進	グループCFO、コーポレートガバナンス本部長、 王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、 Oji Paper Asia Sdn. Bhd.、王子ヒューマンサポート株式会社分掌、 王子製紙管理（上海）有限公司管掌
専務グループ経営委員	安 藤 温	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、 王子マテリア株式会社代表取締役社長兼務
専務グループ経営委員	渡 辺 正	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長、 江蘇王子製紙有限公司董事長、王子製紙商貿（中国）有限公司董事長兼務
専務グループ経営委員	東 剛	機能材カンパニープレジデント、 株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員	渡 良 司	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、 王子ボックスパートナーズ株式会社代表取締役社長、 王子コンテナ株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員	淵 上 一 雄	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント、 王子製紙株式会社取締役副社長兼務、物流分掌
常務グループ経営委員	島 村 元 明	資源環境ビジネスカンパニープレジデント
常務グループ経営委員	小 関 良 樹	王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務、 王子ビジネスセンター株式会社、グループ環境管掌
常務グループ経営委員	枝 川 知 生	機能材カンパニーバイスプレジデント
常務グループ経営委員	佐 野 成 人	Oji Paper Asia Sdn. Bhd.取締役社長
常務グループ経営委員	松 尾 洋 二	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント兼王子製紙株式会社常務取締役

地 位	氏 名	担 当
常務グループ経営委員	青 山 秀 彦	王子物流株式会社代表取締役社長
常務グループ経営委員	田 野 弘 一	王子マテリア株式会社取締役副社長
常務グループ経営委員	加 来 正 年	機能材カンパニーバイスプレジデント兼王子エフテックス株式会社代表取締役社長兼株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役
グ ル ー プ 経 営 委 員	福 井 聡	研究開発本部長兼開発研究所長
グ ル ー プ 経 営 委 員	武 田 芳 明	コーポレートガバナンス本部副本部長兼王子マネジメントオフィス株式会社取締役
グ ル ー プ 経 営 委 員	矢 田 雅 之	コーポレートガバナンス本部副本部長兼王子マネジメントオフィス株式会社取締役兼王子ヒューマンサポート株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 2012年10月1日付で、「執行役員」を「グループ経営委員」に名称変更しております。
2. 副社長グループ経営委員 近藤晋一郎が代表取締役社長を務める株式会社日本紙パルプ研究所は、2013年4月30日をもって、解散しました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16名 (2名)	696百万円 (30百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	73百万円 (16百万円)
合 計	20名	770百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。
(2006年6月29日第82回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。
(2006年6月29日第82回定時株主総会決議)
3. 当期末現在の人員は取締役14名、監査役4名であります。
4. 支給額には、以下のものを含んでおります。
- ・当期において計上した役員賞与
取締役 14名 144百万円
監査役 2名 14百万円
 - ・取締役に対するストック・オプションによる報酬額
取締役 14名 47百万円
社外取締役を除く、取締役を対象としております。
5. 上記のほか、当期における役員退職慰労引当金の繰入額(内規に基づく必要額)
監査役 4名 20百万円(うち社外監査役2名 4百万円)
6. 上記のほか、2012年6月28日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する役員退職慰労金
取締役 1名 418百万円
取締役については、退職慰労金制度の廃止に伴い、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会で重任した取締役7名に対し、同総会において、同総会終結の時までの在任期間をもとに退職慰労金を支給することについて、ご承認いただき、その具体的金額、方法などは取締役会にご一任いただきました。
7. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

(2013年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 監 査 役	上 野 健 二 郎	セイノーホールディングス株式会社 社外取締役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	竹 内 洋	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 取 締 役	秋 山 收	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、行政における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰	当期開催の取締役会15回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	上 野 健 二 郎	当期開催の取締役会15回のうち14回に、また、監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。

③社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定

により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社の会計監査人としての報酬等の額	百万円 81
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	224

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債の発行に係るコンフォート・レター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、日伯紙パルプ資源開発株式会社、旭洋紙パルプ株式会社、森紙業株式会社、江蘇王子製紙有限公司、Oji Papéis Especiais Ltda.、Pan Pac Forest Products Ltd.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、

KANZAN Spezialpapiere GmbH、Oji Paper (Thailand) Ltd.、王子製紙商貿(中国)有限公司、GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.、Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

6 業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、法令遵守教育や企業倫理ヘルプライン制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。
- ③ 代表取締役社長は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応します。
- ④ 内部監査部は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果をグループ経営会議に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

グループCEO決定規程に基づく稟議を経て文書取扱規程の制定、改廃を行い、この規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む。）の保存、管理を行い

ます。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長を議長とするグループ経営会議において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ② 代表取締役社長は、取締役会の承認を経てグループリスク管理基本規程の制定、改廃を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行います。
- ③ 内部監査部は、リスク管理の状況を監査し、その結果をグループ経営会議に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、グループ経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ② 各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、取締役会に報告し

ます。効率化を阻害する要因が見つければこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。

- ③ グループCEO決定規程に基づく稟議を経て職務権限規程の制定、改廃を行い、使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図ります。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、グループ全体が一体となって企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、グループ経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、グループ各社の取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ③ グループ経営規程においてグループ内承認手続きを統一的に定め、グループ内牽制の機能を担保します。
- ④ 代表取締役社長を議長とするグループ経営会議において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ⑤ 内部監査部は、内部統制の状況を監査し、その結

果をグループ経営会議に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。
- ② 監査役室は監査役会に直属するものとし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告します。報告の方法については取締役と監査役会との協議により決定します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

なお、当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備についての方針および金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため、「財務報告に

係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」を取締役会において決議しております。

本基本方針のもと、財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を取締役会決議を経て作成することとしております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記（1）のとおり定めております。

また、2011年6月29日開催の第87回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記（3）に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しております。

注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1.(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1.(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の

2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループの事業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも

想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

「企業価値向上への取り組み」

国内の紙・板紙およびこれらに関連する市場は、ICT化の進展、少子高齢化、国内産業の空洞化といった構造的要因などにより需要が低迷し、当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっております。また、

国内市場とアジア市場の一体化も進み、国際市場における競争力の強化が喫緊の課題となっております。このような経営環境にあって、当社は、各事業群の経営責任をより明確にし、グループ全体の企業価値の極大化を目的に、2012年10月1日付で持株会社制へ移行しました。これにより、現在遂行している「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「海外ビジネスの拡大」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「商事機能強化」を基本戦略とした事業構造転換をより強力に推進し、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の確保を経営目標としております。

具体的施策として、生活産業資材カンパニーでは、海外において、2013年3月にカンボジアで段ボール新工場が稼働するとともに、同年5月にはベトナムで、2014年にはインドにおいても、段ボール新工場が稼働します。また、2012年10月にはタイの紙器および美粧段ボールメーカーであるBox Asia Group International Co.,Ltd.の買収、ならびにS.Pack & Print Public Co.,Ltd.の株式追加取得による子会社化を行いました。今後も東南アジア・インドを中心に事業拡大を推進してまいります。国内においては、2013年3月に王子コンテナ株式会社福島工場の能力増強を決定するなど生産体制の再構築による競争力の強化、素材・加工一体型ビジネスの実践に取り組んでまいります。

印刷情報メディアカンパニーでは、2012年7月に主

に新聞用紙を生産していた抄紙機1台および主に上質紙を生産していた抄紙機1台の停止を実施し、最適生産体制の構築を進めております。今後も継続してコストダウンに取り組み競争力の強化に努めてまいります。

機能材カンパニーでは、王子エフテックス株式会社において、2013年4月に江別工場6号抄紙機を特殊紙生産機へ改造、2013年度下期予定の江別工場7号抄紙機および東海工場岩瀬製造所4号抄紙機の停止など、生産体制の再構築による競争力の強化に取り組んでおります。また、2013年3月には研究開発の成果として世界初のセルロースナノファイバーの透明連続シート化に成功、同年4月には新タック化成株式会社豊中工場スマートフォン用フィルム・粘着シートの生産設備を増強、王子エフテックス株式会社滋賀工場では、ハイブリッド車などに使用されるコンデンサ用ポリプロピレンフィルム生産設備の増強を行いました。今後も積極的に経営資源を投入するとともに、研究開発型ビジネスの実践による事業拡大を目指してまいります。海外においては、ブラジルのOji Papéis Especiais Ltda.を拠点とした南米での事業拡大をはじめ、東南アジアなどの成長国においても機能材事業の拡大を推進してまいります。

資源環境ビジネスカンパニーでは、パルプ事業について、ブラジルのCelulose Nipo-Brasileira S.A.、ニュージーランドのPan Pac Forest Products Ltd.などを中心に事業を強化してまいります。木材加工事業については、自社植林地を中心に植林木を利用した事

業拡大を推進しており、2014年にはベトナム北部で植林木を利用した合板製造工場が稼働する予定です。再生可能エネルギー事業については、2013年8月には北海道白糠町における太陽光発電、2015年3月には王子マテリア株式会社富士工場ならびに王子製紙株式会社日南工場におけるバイオマス発電の開始、北海道では千歳川・尻別川の水力発電設備の更新工事を進めるなど、今後も水力・バイオマス燃料・太陽光・地熱・風力などの再生可能エネルギーを活用した発電事業を一層拡大してまいります。また、バイオリファイナリー事業、アグリ事業などの新規ビジネスの展開を加速させてまいります。

今後も、グループ一丸となって、急激に変化する経営環境に機敏に対応しつつ、持続的な成長を達成するため、事業構造転換の完遂に向け、邁進してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付

行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示

していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に

関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合
大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受けられる機会を保障することを目的とするものです。大規模

買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務

の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii)強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii)大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv)大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不相当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損または当社の株主に著しい不利

益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルール

を遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとし、特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとし、

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとし、特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとし、

4のとおりです。

④当社株主の皆様・投資家の皆様と与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

2011年6月29日開催の第87回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示

するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしております。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) (大規模買付者が個人である場合は) 国籍、職歴、当該買付提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
 - (3) (大規模買付者が法人である場合は) 当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) (もしあれば) 過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋（たけうち よう）

略歴

1939年9月24日生まれ
1966年4月 弁護士登録
1994年6月 当社監査役
2007年6月 当社取締役
現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

秋山 収（あきやま おさむ）

略歴

1940年11月21日生まれ
1963年4月 通商産業省入省
2002年8月 内閣法制局長官
2004年8月 退官
2007年6月 当社取締役
現在に至る。

※秋山収氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

杉原 弘泰（すぎはら ひろやす）

略歴

1938年5月18日生まれ
1963年4月 検事任官
1999年6月 大阪高等検察庁検事長
2001年5月 退官、弁護士登録
2006年6月 当社監査役
現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第89期 (2013年3月31日現在)	第88期（ご参考） (2012年3月31日現在)	比較（ご参考）	科 目	第89期 (2013年3月31日現在)	第88期（ご参考） (2012年3月31日現在)	比較（ご参考）
資産の部				負債の部			
流動資産	535,499	501,207	34,292	流動負債	628,127	634,195	△ 6,068
現金及び預金	50,621	43,881	6,739	支払手形及び買掛金	210,921	216,781	△ 5,860
受取手形及び売掛金	269,137	261,384	7,753	短期借入金	307,841	336,532	△ 28,690
有価証券	7,144	554	6,589	1年内償還予定社債	20,160	160	20,000
商品及び製品	84,877	81,394	3,483	未払金	20,107	15,430	4,676
仕掛品	17,655	15,479	2,175	未払費用	46,032	46,432	△ 399
原材料及び貯蔵品	60,554	57,462	3,092	未払法人税等	5,371	9,232	△ 3,861
繰延税金資産	12,035	14,417	△ 2,381	その他	17,692	9,625	8,066
短期貸付金	7,862	8,925	△ 1,062	固定負債	623,995	537,497	86,498
未収入金	19,386	14,937	4,449	社債	140,160	120,320	19,840
その他	9,294	7,075	2,218	長期借入金	362,943	327,707	35,236
貸倒引当金	△ 3,071	△ 4,304	1,233	繰延税金負債	43,583	18,900	24,682
固定資産	1,295,751	1,133,785	161,966	再評価に係る繰延税金負債	9,554	9,713	△ 159
(有形固定資産)	(1,090,645)	(882,565)	(208,079)	退職給付引当金	53,232	50,398	2,833
建物及び構築物	203,363	200,398	2,965	役員退職慰労引当金	1,580	1,724	△ 144
機械装置及び運搬具	375,841	341,352	34,489	環境対策引当金	1,723	1,705	17
工具、器具及び備品	6,258	4,952	1,305	特別修繕引当金	131	130	0
土地	236,091	233,530	2,561	訴訟損失引当金	4,361	-	4,361
林地	90,367	16,573	73,794	長期預り金	2,646	2,761	△ 114
植林立木	103,488	39,090	64,397	その他	4,078	4,133	△ 55
リース資産	5,314	5,259	54	負債合計	1,252,122	1,171,692	80,429
建設仮勘定	69,918	41,407	28,510	純資産の部			
(無形固定資産)	(25,760)	(26,411)	(△) 650	株主資本	493,756	477,961	15,794
借地権	1,620	1,110	510	資本金	103,880	103,880	-
のれん	14,806	15,427	△ 620	資本剰余金	112,930	113,012	△ 81
その他	9,333	9,874	△ 541	利益剰余金	320,086	304,432	15,653
(投資その他の資産)	(179,345)	(224,807)	(△) 45,462	自己株式	△ 43,140	△ 43,363	223
投資有価証券	150,294	175,648	△ 25,353	その他の包括利益累計額	11,726	△ 29,653	41,379
長期貸付金	2,029	4,510	△ 2,481	その他有価証券評価差額金	16,100	6,675	9,424
長期前払費用	14,937	13,138	1,798	繰延ヘッジ損益	△ 252	186	△ 438
繰延税金資産	3,171	16,161	△ 12,990	土地再評価差額金	4,875	5,063	△ 188
その他	10,934	17,893	△ 6,958	為替換算調整勘定	△ 8,997	△ 41,579	32,582
貸倒引当金	△ 2,022	△ 2,545	522	新株予約権	235	346	△ 110
資産合計	1,831,251	1,634,992	196,259	少数株主持分	73,410	14,644	58,765
				純資産合計	579,128	463,299	115,829
				負債及び純資産合計	1,831,251	1,634,992	196,259

連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第89期 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)	第88期 (ご参考) (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	比較 (ご参考)
売 上 高	1,241,471	1,212,912	28,559
売 上 原 価	963,900	945,999	17,900
売 上 総 利 益	277,571	266,912	10,659
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	225,188	213,132	12,056
営 業 利 益	52,383	53,780	△ 1,397
営 業 外 収 益	20,938	12,211	8,727
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,920	3,303	617
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,447	3,974	△ 2,527
雑 収 入 金	15,571	4,933	10,637
営 業 外 費 用	18,756	17,615	1,140
支 払 利 息	11,783	10,318	1,465
雑 損 失 金	6,972	7,297	△ 324
経 常 利 益	54,565	48,375	6,190
特 別 利 益	2,723	2,655	68
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,117	1,009	108
固 定 資 産 売 却 益	1,028	768	259
負 の の れ ん 発 生 益	535	806	△ 271
そ の 他	41	70	△ 29
特 別 損 失	19,356	11,145	8,210
退 職 給 付 制 度 一 部 終 了 損	8,820	-	8,820
固 定 資 産 除 却 損	3,104	2,368	736
特 別 退 職 金	1,815	2,024	△ 208
減 損 損 失	1,467	427	1,039
事 業 構 造 改 善 費 用	1,253	2,971	△ 1,717
持 分 法 適 用 関 連 会 社 の 連 結 子 会 社 化 に 伴 う 損 失	858	-	858
そ の 他	2,036	3,353	△ 1,317
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	37,932	39,885	△ 1,952
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,133	14,194	△ 2,061
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,729	3,453	△ 7,182
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	29,528	22,237	7,291
少 数 株 主 利 益	3,928	59	3,868
当 期 純 利 益	25,600	22,177	3,422

連結株主資本等変動計算書 (2012年4月1日から2013年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

株主資本			その他の包括利益累計額	
資本金			その他有価証券評価差額金	
当期首残高		103,880	当期首残高	6,675
当期末残高		103,880	当期変動額	
資本剰余金			株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,424
当期首残高		113,012	当期変動額合計	9,424
当期変動額			当期末残高	16,100
自己株式の処分	△	81	繰延ヘッジ損益	
当期変動額合計	△	81	当期首残高	186
当期末残高		112,930	当期変動額	
利益剰余金			株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 438
当期首残高		304,432	当期変動額合計	△ 438
当期変動額			当期末残高	△ 252
剰余金の配当	△	9,884	土地再評価差額金	
当期純利益		25,600	当期首残高	5,063
連結範囲の変動	△	251	当期変動額	
土地再評価差額金の取崩		188	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 188
当期変動額合計		15,653	当期変動額合計	△ 188
当期末残高		320,086	当期末残高	4,875
自己株式			為替換算調整勘定	
当期首残高	△	43,363	当期首残高	△ 41,579
当期変動額			当期変動額	
自己株式の取得	△	36	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32,582
自己株式の処分		246	当期変動額合計	32,582
持分法適用会社による自己株式の取得	△	4	当期末残高	△ 8,997
持分変動に伴う自己株式の増減		17	その他の包括利益累計額合計	△ 29,653
当期変動額合計		223	当期首残高	
当期末残高	△	43,140	当期変動額	
株主資本合計			株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	41,379
当期首残高		477,961	当期変動額合計	41,379
当期変動額			当期末残高	11,726
剰余金の配当	△	9,884	新株予約権	
当期純利益		25,600	当期首残高	346
自己株式の取得	△	36	当期変動額	
自己株式の処分		164	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 110
持分法適用会社による自己株式の取得	△	4	当期変動額合計	△ 110
持分変動に伴う自己株式の増減		17	当期末残高	235
連結範囲の変動	△	251	少数株主持分	
土地再評価差額金の取崩		188	当期首残高	14,644
当期変動額合計		15,794	当期変動額	
当期末残高		493,756	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	58,765
			当期変動額合計	58,765
			当期末残高	73,410
			純資産合計	
			当期首残高	463,299
			当期変動額	
			剰余金の配当	△ 9,884
			当期純利益	25,600
			自己株式の取得	△ 36
			自己株式の処分	164
			持分法適用会社による自己株式の取得	△ 4
			持分変動に伴う自己株式の増減	17
			連結範囲の変動	△ 251
			土地再評価差額金の取崩	188
			株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	100,034
			当期変動額合計	115,829
			当期末残高	579,128

計算書類

貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第89期 (2013年3月31日現在)	第88期（ご参考） (2012年3月31日現在)	比較（ご参考）	科 目	第89期 (2013年3月31日現在)	第88期（ご参考） (2012年3月31日現在)	比較（ご参考）
資産の部				負債の部			
流動資産	120,572	340,738	△220,166	流動負債	358,272	449,863	△ 91,590
現金及び預金	12,728	6,271	6,456	買掛金	60	89,442	△ 89,381
受取手形	—	693	△ 693	1年内償還予定社債	20,000	—	20,000
売掛金	147	58,974	△ 58,826	短期借入金	327,899	333,796	△ 5,896
商品及び製品	—	26,598	△ 26,598	未払金	3,960	4,583	△ 622
販売用不動産	14	14	—	未払費用	5,055	18,586	△ 13,531
原材料	—	18,221	△ 18,221	未払法人税等	190	530	△ 340
仕掛品	—	5,363	△ 5,363	その他	1,105	2,922	△ 1,817
貯蔵品	41	4,925	△ 4,883	固定負債	463,665	454,669	8,995
繰延税金資産	1,881	7,963	△ 6,082	社債	140,000	120,000	20,000
短期貸付金	83,432	193,428	△109,996	長期借入金	319,201	310,467	8,734
未収入金	12,668	24,688	△ 12,020	長期未払金	13	145	△ 132
営業未収入金	9,262	—	9,262	リース債務	1	5	△ 4
その他の他	1,485	2,611	△ 1,126	退職給付引当金	4,318	22,873	△ 18,554
貸倒引当金	△ 1,090	△ 9,017	7,927	役員退職慰労引当金	93	73	20
固定資産	1,061,339	918,267	143,072	環境対策引当金	31	925	△ 893
(有形固定資産)	(105,019)	(358,392)	(△253,372)	長期預り金	4	72	△ 67
建物	17,424	70,785	△ 53,361	特別修繕引当金	—	107	△ 107
構築物	591	20,688	△ 20,097	負債合計	821,937	904,533	△ 82,595
機械及び装置	359	141,677	△141,318	純資産の部			
車両運搬具	1	54	△ 53	株主資本	346,260	347,157	△ 896
工具、器具及び備品	1,160	1,980	△ 819	(資本金)	(103,880)	(103,880)	(—)
土地	46,551	84,224	△ 37,672	(資本剰余金)	(110,065)	(110,155)	(△ 90)
林地	15,616	15,609	7	資本準備金	108,640	108,640	—
植林	22,915	23,010	△ 94	その他資本剰余金	1,425	1,515	△ 90
リース資産	2	12	△ 9	(利益剰余金)	(167,766)	(168,791)	(△ 1,024)
建設仮勘定	394	348	45	利益準備金	24,646	24,646	—
(無形固定資産)	(75)	(2,254)	(△ 2,178)	固定資産圧縮積立金	12,357	14,710	△ 2,352
ソフトウェア	23	1,969	△ 1,945	海外投資等損失準備金	633	705	△ 72
その他の他	52	285	△ 233	別途積立金	101,729	98,518	3,211
(投資その他の資産)	(956,244)	(557,620)	(398,624)	繰越利益剰余金	28,399	26,998	1,400
投資有価証券	74,306	67,954	6,352	原木単価調整準備金	—	2,800	△ 2,800
関係会社株式	501,033	289,816	211,217	従業員退職手当積立金	—	411	△ 411
出資金	2	172	△ 170	(自己株式)	(△ 35,453)	(△ 35,671)	(218)
関係会社出資金	6,075	129,157	△123,082	評価・換算差額等	13,478	6,969	6,509
長期前払費用	370,672	52,130	318,542	その他の有価証券評価差額金	13,478	6,968	6,509
繰延税金資産	1,173	1,676	△ 503	繰延ヘッジ損益	—	0	△ 0
繰延税金資産	3,132	4,832	△ 1,699	新株予約権	235	346	△ 110
その他の他	1,162	12,029	△ 10,867	純資産合計	359,974	354,472	5,501
貸倒引当金	△ 1,315	△ 150	△ 1,165	負債及び純資産合計	1,181,911	1,259,005	△ 77,093
資産合計	1,181,911	1,259,005	△ 77,093				

損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第89期 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)	第88期 (ご参考) (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	比較 (ご参考)
売上高	213,065	458,400	△ 245,335
営業収益	20,426	-	20,426
営業収益	233,491	458,400	△ 224,908
売上原価	167,339	356,412	△ 189,073
売上総利益	45,725	101,988	△ 56,262
販売費及び一般管理費	45,599	93,194	△ 47,594
営業費用			
一般管理費	9,079	-	9,079
その他	1,316	-	1,316
営業利益	10,156	8,794	1,362
営業外収益	14,779	29,393	△ 14,613
受取利息及び配当金	7,506	17,951	△ 10,444
雑収入	7,273	11,442	△ 4,168
営業外費用	13,569	15,574	△ 2,004
支払利息	8,534	9,595	△ 1,060
雑損失	5,034	5,979	△ 944
経常利益	11,366	22,612	△ 11,246
特別利益	2,924	3,385	△ 461
貸倒引当金戻入益	1,426	1,722	△ 296
投資有価証券売却益	1,133	1,016	117
固定資産売却益	364	647	△ 282
特別損失	5,663	7,684	△ 2,021
子会社整理損失	2,352	232	2,120
特別退職金	1,071	1,580	△ 508
固定資産除却損	582	1,031	△ 449
その他	1,656	4,840	△ 3,183
税引前当期純利益	8,627	18,313	△ 9,686
法人税、住民税及び事業税	△ 4,365	64	△ 4,430
法人税等調整額	3,994	2,887	1,106
当期純利益	8,999	15,362	△ 6,363

株主資本等変動計算書 (2012年4月1日から2013年3月31日まで)

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

株主資本			その他利益剰余金合計		
資本金			当期首残高	144,145	
当期首残高	103,880		当期変動額		
当期末残高	103,880		剰余金の配当	△ 10,023	
資本剰余金			当期純利益	8,999	
資本準備金			当期変動額合計	△ 1,024	
当期首残高	108,640		当期末残高	143,120	
当期末残高	108,640		利益剰余金合計		
その他資本剰余金			当期首残高	168,791	
当期首残高	1,515		当期変動額		
当期変動額			剰余金の配当	△ 10,023	
自己株式の処分	△ 90		当期純利益	8,999	
当期変動額合計	△ 90		当期変動額合計	△ 1,024	
当期末残高	1,425		当期末残高	167,766	
資本剰余金合計	110,155		自己株式		
当期首残高			当期首残高	△ 35,671	
当期変動額			当期変動額		
自己株式の処分	△ 90		自己株式の取得	△ 36	
当期変動額合計	△ 90		自己株式の処分	254	
当期末残高	110,065		当期変動額合計	218	
利益剰余金			当期末残高	△ 35,453	
利益準備金			株主資本合計		
当期首残高	24,646		当期首残高	347,157	
当期末残高	24,646		当期変動額		
その他利益剰余金			剰余金の配当	△ 10,023	
原木単価調整準備金			当期純利益	8,999	
当期首残高	2,800		自己株式の取得	△ 36	
当期変動額			自己株式の処分	164	
別途積立金へ振替	△ 2,800		当期変動額合計	△ 896	
当期変動額合計	△ 2,800		当期末残高	346,260	
当期末残高	—		評価・換算差額等		
従業員退職手当積立金			その他有価証券評価差額金		
当期首残高	411		当期首残高	6,968	
当期変動額			当期変動額		
別途積立金へ振替	△ 411		株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	6,509	
当期変動額合計	△ 411		当期変動額合計	6,509	
当期末残高	—		当期末残高	13,478	
固定資産圧縮積立金			繰延ヘッジ損益		
当期首残高	14,710		当期首残高	0	
当期変動額			当期末残高	—	
固定資産圧縮積立金の繰入	334		評価・換算差額等合計		
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 570		当期首残高	6,969	
会社分割に伴う固定資産圧縮積立金の取崩	△ 2,117		当期変動額		
当期変動額合計	△ 2,352		株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	6,509	
当期末残高	12,357		当期変動額合計	6,509	
海外投資等損失準備金			当期末残高	13,478	
当期首残高	705		新株予約権		
当期変動額			当期首残高	346	
海外投資等損失準備金の取崩	△ 72		当期変動額		
当期変動額合計	△ 72		株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 110	
当期末残高	633		当期変動額合計	△ 110	
別途積立金			当期末残高	235	
当期首残高	98,518		純資産合計		
当期変動額			当期首残高	354,472	
原木単価調整準備金及び従業員退職手当積立金より振替	3,211		当期変動額		
当期変動額合計	3,211		剰余金の配当	△ 10,023	
当期末残高	101,729		当期純利益	8,999	
繰越利益剰余金			自己株式の取得	△ 36	
当期首残高	26,998		自己株式の処分	164	
当期変動額			株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	6,398	
原木単価調整準備金の取崩	2,800		当期変動額合計	5,501	
従業員退職手当積立金の取崩	411		当期末残高	359,974	
固定資産圧縮積立金の繰入	△ 334				
固定資産圧縮積立金の取崩	570				
会社分割に伴う固定資産圧縮積立金の取崩	2,117				
海外投資等損失準備金の取崩	72				
別途積立金の取崩	△ 3,211				
剰余金の配当	△ 10,023				
当期純利益	8,999				
当期変動額合計	1,400				
当期末残高	28,399				

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2013年5月10日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村山 憲二 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社（旧会社名 王子製紙株式会社）の2012年4月1日から2013年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子ホールディングス株式会社（旧会社名 王子製紙株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2013年5月10日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村山 憲二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社（旧会社名 王子製紙株式会社）の2012年4月1日から2013年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2012年4月1日から2013年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に子会社における独占禁止法に係る件の記載がありますが、グループ全体でコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。

2013年5月13日

王子ホールディングス株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	神 田 憲 二	㊟
監 査 役（常勤）	田 井 廣 志	㊟
監 査 役	杉 原 弘 泰	㊟
監 査 役	上 野 健二郎	㊟

(注) 監査役 杉原 弘泰、上野 健二郎、は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

経営指標の推移（連結）

営業利益・経常利益・当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率

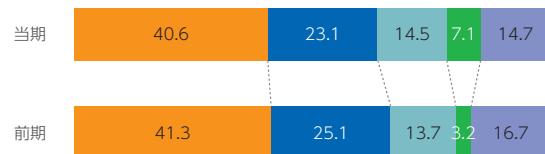


■ 営業利益 (年度) ■ 経常利益 (年度) ■ 当期純利益 (年度)
 ■ 営業利益 (中間) ■ 経常利益 (中間) ■ 当期純利益 (中間)
 ● 売上高営業利益率 ● 売上高経常利益率

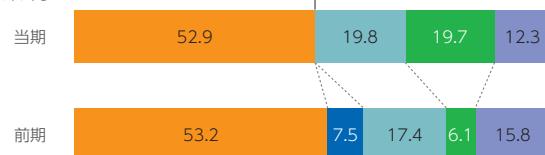
(注) 売上高営業利益率=営業利益÷売上高×100
 売上高経常利益率=経常利益÷売上高×100

事業部門別構成比の推移

売上高 (単位：%)



営業利益



■ 生活産業資材 ■ 印刷情報メディア ■ 機能材
 ■ 資源環境ビジネス ■ その他

(注) 事業部門別の営業利益構成比(%)は、調整額を除いて計算しております。

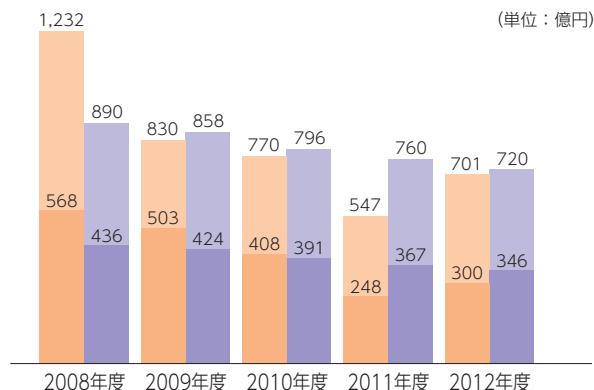
総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率



■ 総資産 ■ 自己資本 ■ 有利子負債 ● 自己資本比率

(注) 自己資本=純資産合計-新株予約権-少数株主持分
 有利子負債=長短借入金+コマーシャルペーパー+社債
 +1年内返済・償還予定の長期借入金・社債
 自己資本比率=自己資本÷総資産×100

設備投資額・減価償却費



■ 設備投資額 (年度) ■ 減価償却費 (年度)
 ■ 設備投資額 (中間) ■ 減価償却費 (中間)

1株当たり純資産額・1株当たり当期純利益・ROE

(単位：円)



■ 1株当たり純資産額 ■ 1株当たり当期純利益 ● ROE
 (注) 自己資本利益率(ROE) = 純利益 ÷ (前期末、当期末の自己資本の平均) × 100
 自己資本 = 純資産の部合計 - 新株予約権 - 少数株主持分

1株当たり配当金推移

(単位：円)



連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位：百万円)

	当期	前期	比較
	自 2012年4月 1日 至 2013年3月31日	自 2011年4月 1日 至 2012年3月31日	
営業活動によるキャッシュ・フロー	105,437	119,516	△ 14,078
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 76,211	△ 81,198	4,987
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,724	△ 28,875	8,151
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,752	2,152	△ 400
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,253	11,593	△ 1,340
現金及び現金同等物の期首残高	43,831	31,933	11,897
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	365	124	240
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,598	179	2,419
連結除外による現金及び現金同等物の減少額	-	△ 0	0
現金及び現金同等物の期末残高	57,048	43,831	13,217

株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 定時株主総会	毎年6月
■ 基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
■ 公告方法	電子公告 電子公告の当社ホームページアドレス http://www.ojiholdings.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。
■ 単元株式数	1,000株
■ 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

- 証券会社等でお取引をされている株主様
株主様の口座のある証券会社等にお申出ください。
- 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様
証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
なお、特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場で売買することはできませんので、証券会社等の口座へ振り替えられることをお勧めします。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

配当金のお支払いについて

第89期の期末配当金（1株につき5円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（2013年6月5日から2013年7月31日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、期末配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、「期末配当金計算書」を同封させていただいております。

復興特別所得税に関するご案内

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の施行に伴い、2013年1月1日から2037年12月31日までに支払われる上場株式等の配当等に係る所得には、所得税額の2.1%が復興特別所得税として課税されることになりました。「復興特別所得税に関するご案内」を同封させていただきましたので、あわせてご参照ください。

配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をされる株主様は、大切に保管ください。なお、株式数比例配分方式により配当金をお受け取りの株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引証券会社等にご確認をお願いします。

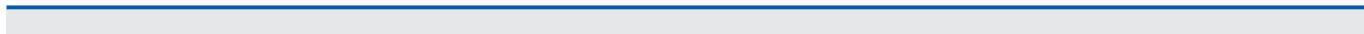
ホームページのご紹介

<http://www.ojiholdings.co.jp>

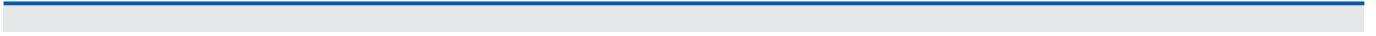
王子ホールディングスホームページとして、リニューアルしています。

企業情報、投資家情報、環境への取り組みなどさまざまな情報を掲載しています。





A series of horizontal dashed lines providing a template for handwritten notes.



A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



Oji Holdings Corporation